

新条例等検索システム及び条例等の 改正方式の変更に係る説明会

平成24年12月14日（金） 15：00～16：00

<次第>

- 1 新旧対照表方式による条例等の改正について
- 2 新条例等検索システムの概要
- 3 質疑応答

1

○条例等の左横書き化と改正方式の変更について

目的：条例等の改正内容が県民に分かりやすく、見やすいようにする

条例等の形式を「左横書き」

<H24年6月定例県議会>

佐賀県条例の形式の左横書きの実施に
関する条例

施行期日 平成25年1月1日

※条例の左横書き化に準じて、その他の法規文の形式についても左横書き化を実施（議会、各種委員会等へも対応を依頼）

「左横書き」の施行に併せて
改正方式も変更

「改め文方式」から
「新旧対照表方式」へ変更

〔これまで、「条例議案」の「参考資料」として「新旧対照表」を添付〕

※「新旧対照表方式」の導入状況
岩手県、新潟県、静岡県、大阪府、
鳥取県、香川県、愛媛県、長崎県、
宮崎県

2

「改め文方式」による条例改正例

【従来の改正方式の場合】

※条例議案の参考資料として新旧対照表を添付しています。

	改 正 案	現 行
2 略	佐賀県条例の一部を改正する条例(案)に係る新旧対照表 (土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等) 第六十六條の六 知事は、土地改良区が土地改良法第五十三條の三第一項又は第五十三條の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地(施行令第三十九條の七で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から一年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。	(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等) 第六十六條の六 知事は、土地改良区が土地改良法第五十三條の三第一項又は第五十三條の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地(施行令第三十九條の七で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から一年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

7

<改め文方式による改正>

乙第四五号議案

佐賀県条例の一部を改正する条例(案)

佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の六第一項中「第三十九條の七の二」を「第三十九條の七」に改める。

附則第五條の五第一項第三号及び第五條の六第一項第一号中「第四十二條の十八」の下に、「第四十一條の十八の二第二項、第四十一條の十八の三」を加える。

附則第十三條中「平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、「各事業年度分」の下に「又は各連結事業年度分」を加え、「及び同期間内における解散(合併による解散を除く。)」による清算所得に対する法人税額に係る法人税額(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税額を含む。次

5

3

「新旧対照表方式」に変更した場合の条例改正例

乙第 45 号議案

議案書

佐賀県条例の一部を改正する条例(案)

佐賀県条例(昭和 30 年佐賀県条例第 23 号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第 66 条の 6 知事は、土地改良区が土地改良法第 53 条の 3 第 1 項又は第 53 条の 3 の 2 第 1 項の規定により換地計画において定められた換地(施行令第 39 条の 7 の 2 で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から 2 年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 略</p>	<p>(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第 66 条の 6 知事は、土地改良区が土地改良法第 53 条の 3 第 1 項又は第 53 条の 3 の 2 第 1 項の規定により換地計画において定められた換地(施行令第 39 条の 7 で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から 2 年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 略</p>

附 則
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

理 由
県民税の法人税割の税率の特例を延長する等のため、佐賀県条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

平成 23 年 9 月 6 日提出

佐賀県知事 古 川 康

起案する際の条例改正文（案）

佐賀県条例第 号

佐賀県税条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）</p> <p>第66条の6 知事は、土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（<u>施行令第39条の7の2</u>で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 略</p>	<p>（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）</p> <p>第66条の6 知事は、土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（<u>施行令第39条の7</u>で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区の申請により当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。 ←附則の書き方は、「改め文方式」による場合と変更なし

理 由

県民税の法人税割の税率の特例を延長する等のため、佐賀県税条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

平成23年 月 日提出

佐賀県知事 古 川 康

※大きく変わるのは、太線で囲んだ表の部分のみ。

5

新旧対照表部分を作成するときのポイント

1 改正の対象となる規定を条単位（見出しを含む。）で抜き出す。

⇒改正のない条項は、「略」の表示により内容を省略する。

2 改正部分に下線を引く場合の留意点

(1) 一つの独立した意味をもつ字句の単位で、必要最小限の部分に下線を引く

誤	正
認可 ⇒ 許可	認可 ⇒ 許可
歴史的文書 ⇒ 歴史的文書等	歴史的 <u>文書</u> ⇒ 歴史的 <u>文書等</u>
100分の <u>55</u> ⇒ 100分の <u>80</u>	<u>100分の55</u> ⇒ <u>100分の80</u>

6

新旧対照表部分を作成するときのポイント

- (2) 助詞及び助動詞は、近接する字句とともに下線を付す。

誤	正
申請者は ⇒ 申請者が	申請者は ⇒ 申請者が

- (3) 条番号等は、条番号等を単位として下線を付す。

誤	正
第3条第2項 ⇒ 第3条第4項	第3条第2項 ⇒ 第3条第4項
第8条第1項⇒第8条第1項ただし書	第8条第1項⇒第8条第1項ただし書
別表第5 ⇒ 別表第7	別表第5 ⇒ 別表第7

- (4) 号番号の「(1)」や細分に用いる「(ア)」は、()を含めて下線を付す。

誤	正
(1) ⇒ (2)	<u>(1)</u> ⇒ <u>(2)</u>

7

新旧対照表部分を作成するときのポイント

- (5) 読点「、」は、後に続く字句に附属するものとして下線を付す。

誤	正
A、C及びD ⇒ A、B、C及びD	A、C及びD ⇒ A、 <u>B</u> 、C及びD

3 アラビア数字、片仮名の表記方法

- (1) アラビア数字の表示方法は、1桁の場合は全角、2桁以上の場合には半角とする。
- (2) 号の番号及び号を細分するため等に用いられる左右を丸括弧で囲んだアラビア数字又は片仮名の表示方法は、全て半角とする。（例：(1)、(ア)）

8

新旧対照表部分を作成するときのポイント

4 例外的に「改め文方式」により改正する場合について

次のような場合は、従来の「改め文方式」による。

- (1) 同じ字句等の整理を一括して大量に行う場合
- (2) 別表や様式の改正であって、表に収めることが困難な改正の場合
- (3) その他新旧対照表方式により難しい場合

改め文方式の部分→

×佐賀県条例第〇号
 ×××〇〇条例の一部を改正する条例
 ×〇〇条例（〇〇年佐賀県条例第〇号）の一部を次のように改正する。

↓新旧対照表方式の部分

×次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
×（・・・）	×（・・・）
第3条×・・・・・・・・	第3条×・・・・・・・・
× <u>〇〇〇</u> ・・・・・・・・	× <u>△△△</u> ・・・・・・・・
×（・・・）	×（・・・）
第4条×・・ <u>〇〇〇</u> ・・	第4条×・・ <u>△△△</u> ・・

×別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇

×××附 則
 ×この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

9

《書式の設定について》

新しい条例等検索システムで新旧対照表を作成する場合は、システム上で書式設定を行うため、個別に書式設定を行う必要はありません。

旧システムで新旧対照表を作成する場合は、下記のとおり書式の設定を行ってください。

【書式設定】

用 紙: A4横

行 数: 30行

文字数: 63文字(新旧対照表内は、左右それぞれ全角30文字)

余 白: 上25mm・下25mm・左25mm・右25mm

フォント: MS明朝体 11ポイント(英数字についても同じ。)

※旧システムの場合は、左横書き化にも対応していませんので、漢数字をアラビア数字に変換する等の作業が必要になります。